

畜産振興事業補助実施要綱

(平成 21 年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱

(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号)

改正 昭和 55 年 10 月 29 日 55 地全協畜第 1492 号
昭和 56 年 11 月 13 日 56 地全協畜第 1491 号
昭和 57 年 11 月 19 日 57 地全協畜第 1590 号
昭和 58 年 11 月 7 日 58 地全協畜第 1450 号
昭和 59 年 10 月 26 日 59 地全協畜第 1653 号
昭和 60 年 10 月 24 日 60 地全協畜第 1742 号
昭和 61 年 10 月 24 日 61 地全協畜第 1666 号
昭和 62 年 10 月 23 日 62 地全協畜第 1450 号
昭和 63 年 10 月 25 日 63 地全協畜第 1405 号
平成元年 10 月 27 日 元地全協畜第 1250 号
平成 2 年 10 月 24 日 2 地全協畜第 1176 号
平成 3 年 11 月 1 日 3 地全協畜第 1176 号
平成 4 年 10 月 15 日 4 地全協畜第 1125 号
平成 5 年 10 月 14 日 5 地全協畜第 1058 号
平成 6 年 10 月 19 日 6 地全協畜第 962 号
平成 7 年 11 月 2 日 7 地全協畜第 914 号
平成 8 年 11 月 5 日 8 地全協畜第 870 号
平成 9 年 10 月 31 日 9 地全協畜第 109 号
平成 10 年 11 月 4 日 10 地全協畜第 123 号
平成 11 年 10 月 19 日 11 地全協畜第 91 号
平成 12 年 10 月 30 日 12 地全協畜第 115 号
平成 13 年 11 月 5 日 13 地全協畜第 86 号
平成 14 年 10 月 18 日 14 地全協畜第 79 号
平成 16 年 2 月 26 日 15 地全協畜第 120 号
平成 16 年 12 月 15 日 16 地全協畜第 97 号
平成 18 年 1 月 10 日 17 地全協畜第 73 号
平成 19 年 3 月 23 日 18 地全協畜第 93 号
平成 20 年 3 月 21 日 19 地全協畜第 91 号
平成 21 年 3 月 30 日 20 地全協畜第 96 号

第 1 趣旨

地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として農業協同組合等の畜産関係団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助事業の選定の基準

1. 補助事業は、第 1 の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとする。
 - (1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画樹立市町村、国の行う生産振興総合対策の地域農業マスタープラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。
 - (2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。
 - (3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。
 - (4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。

2. 補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興上特に必要と認めるものとする。
3. 補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業別の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。
 - (1) 中央畜産会又は都道府県畜産協会(畜産会及び合併等により畜産会の事業を承継する団体を含む。以下「都道府県畜産協会等」という。)
 - (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (3) 農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人(以下「農事組合法人等」という。)
 - (4) 農業を営む者(以下「農業者」という。)を構成員とする営農集団(農事組合法人等を除く。以下「営農集団」という。)
 - (5) 農業共済組合又は農業共済組合連合会
 - (6) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産業振興機構が主たる出資者又は構成員となっている法人(以下「公社等」という。)
 - (7) 種馬の登録又は種雄馬の整備を主たる事業とする団体(以下「馬事団体」という。)
 - (8) その他協会が、特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)
4. 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。
 - (1) 現に国の行う補助の対象となっているものに要する経費
 - (2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

第3 補助金の額の算出の方法

第2の2の事業についての補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

第4 補助事業の実施期間(終期)

補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間以内とする。

第5 補助事業の選定の申請等

1. 補助事業の選定の申請

- (1) 補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであって協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。
- (2) 補助事業を行おうとする者は、(1)の規定による補助事業選定申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

2. 補助事業の実施

補助事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があって第7の(3)の承認を受けた場合は、この限りでない。

第6 補助金の交付の決定

協会は、第5の1の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合にあっては、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

第7 補助金の交付の条件

協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。

この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、事業実施場所ごとのものとする。

- (1) 補助事業者は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。
- (2) 補助事業者は、次の一に該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
 - ア．協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
 - イ．事業実施の場所を変更しようとする場合
 - ウ．協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある。

- (7) 補助事業者が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って、補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「間接補助事業」という。)を実施する場合に、協会が必要と認めて付する事項
- (8) その他協会が必要と認めて付する事項

第8 補助金の交付の決定の通知

1. 協会は、第6の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該申請者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び第7の規定により協会が付した条件を通知する。
2. 協会は、第7の(2)の規定により変更の承認をしたときは、補助事業者に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

第9 補助事業の選定の申請の取下げ

補助事業の選定の申請をした者は、第8の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 10 事情変更による補助金の交付の決定の取消し等

1. 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
2. 協会は、1の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を補助事業者に通知する。

第 11 事業主体の名称変更

補助事業を行おうとする者又は補助事業者がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。

第 12 補助事業の完了等の報告

1. 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 6 号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して 2 ヶ月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
2. 補助事業者は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、第 5 の 1 の(1)の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式 7 号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して 2 ヶ月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
3. 第 5 の 1 の(1)のただし書の規定により補助事業の選定の申請をした補助事業者は、1 の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
4. 第 5 の 1 の(2)のただし書の規定により補助事業の選定の申請をした補助事業者は、1 の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3 の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第 8 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。

第 13 補助金の額の確定とその通知

協会は、第 12 の 1 の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 の 2 の規定による交付の決定の変更又は第 10 の 2 の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

第 14 補助金の交付の方法

補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

第 15 補助金の交付の決定の取消し

1. 協会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
2. 協会は、間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助事業者に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
3. 1 及び 2 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
4. 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、補助事業者に通知する。

第 16 補助金の返還

1. 補助事業者は、第 10 又は第 15 の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。
2. 補助事業者は、第 7 の(6)及び第 18 の 2 の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
3. 補助事業者は、第 13 の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

第 17 加算金及び延滞金の納付

1. 補助事業者は、第 15 の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
2. 補助事業者は、第 12 の 4 又は第 16 の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
3. 1 及び 2 の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

第 18 財産処分の制限

1. 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
2. 1 の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 9 号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。
なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある。

第 19 報告の徴収

1. 協会は、補助事業者又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。
2. 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が第 18 の 1 の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 10 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
3. 補助事業者は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第 6 の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。以下同じ。)の次年度以降 3 年間毎年度その利用状況につき翌年の 8 月 31 日までに協会に報告しなければならない。

第 20 補助事業及び間接補助事業の監査

1. 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。
2. 協会は、協会の理事長が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 1 条の 3 の 3 の規定に基づく監査法人等による監査を実施することがある。

第 21 申請書及び通知書等の経由

都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補助事業を行おうとする者又は補助事業者から協会に提出する書類及び協会から補助事業を行おうとする者又は補助事業者へ送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

第 22 帳簿等の保管

補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 13 の規定による確定通知を受領した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 18 の 1 のただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあつてはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。

第 23 その他

1. 補助事業について、補助事業を行おうとする者又は補助事業者がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。
2. 協会は、補助事業を行おうとする者又は補助事業者がこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
3. 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。
4. 沖縄県についての補助事業の要件及び補助率等は、この要綱の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 57 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 56 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 58 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 57 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 59 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 58 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 60 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 59 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 61 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 60 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 62 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 62 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 63 年度に選定した補助事業から適用し、昭和 62 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、昭和 63 年 10 月 25 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、昭和 64 年度以降の補助事業から適用し、昭和 63 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成元年 10 月 27 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 2 年度以降の補助事業から適用し、平成元年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 2 年 10 月 24 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 3 年度以降の補助事業から適用し、平成 2 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 3 年 11 月 1 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 4 年度以降の補助事業から適用し、平成 3 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 4 年 10 月 15 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 5 年度以降の補助事業から適用し、平成 4 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 5 年 10 月 14 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 6 年度以降の補助事業から適用し、平成 5 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 6 年 10 月 19 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 7 年度以降の補助事業から適用し、平成 6 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 7 年 11 月 2 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 8 年度以降の補助事業から適用し、平成 7 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 8 年 11 月 5 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 9 年度以降の補助事業から適用し、平成 8 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 9 年 10 月 31 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 10 年度以降の補助事業から適用し、平成 9 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 10 年 11 月 4 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 11 年度以降の補助事業から適用し、平成 10 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 11 年 10 月 19 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 12 年度以降の補助事業から適用し、平成 11 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 12 年 10 月 30 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 13 年度以降の補助事業から適用し、平成 12 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 13 年 11 月 5 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 14 年度以降の補助事業から適用し、平成 13 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 14 年 10 月 18 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 15 年度以降の補助事業から適用し、平成 14 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 16 年 2 月 26 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 16 年度以降の補助事業から適用し、平成 15 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 16 年 12 月 15 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 17 年度以降の補助事業から適用し、平成 16 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 18 年 1 月 10 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 18 年度以降の補助事業から適用し、平成 17 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 19 年 3 月 23 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 19 年度以降の補助事業から適用し、平成 18 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 20 年 3 月 21 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 20 年度以降の補助事業から適用し、平成 19 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 21 年 3 月 30 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 21 年度以降の補助事業から適用し、平成 20 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

別 表

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	馬事団体	登録推進費	定 額	平成 15 年度から 8 年間以内
	(2) 種雄馬の導入（農用馬） ア．導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ．導入する種雄馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ．導入する種雄馬のその他の要件は別に定める。	馬事団体	種雄馬導入費	定 額	平成 15 年度から 8 年間以内
	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 奨励金交付事業 ア．都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ．次のいずれかの事業を実施していること。 (ア) 純粋種の農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金を交付する事業 (イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入又は自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対して、農用種雌馬繁殖奨励金を交付する事業 ウ．奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。 (イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあつては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3 ヶ年以内に受けるもの、自家保留にあつては当該年度に登録を受けたものであること。	都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体	純粋種繁殖奨励費 農用種雌馬繁殖奨励費 事務手数料	定 額 定 額 定 額	平成 15 年度から 8 年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(ウ) 年齢について、導入にあっては購買時3歳以下、自家保留にあっては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3か年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ. 奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>				
	<p>導入貸付事業</p> <p>ア. 都道府県の馬事振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ. 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>ウ. 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた純系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けるものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3か年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ. 導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>	<p>都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体</p>	<p>純粋種雌馬導入費 農用種雌馬導入費 事務手数料</p>	<p>定 額 定 額 定 額</p>	<p>平成20年度から3年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(4) 農用馬の繁殖奨励</p> <p>優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。</p> <p>〔種付奨励〕 種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対して種付奨励金を交付する事業</p>	<p>〔種付奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体</p>	<p>〔種付奨励〕 種付奨励費 事務手数料</p>	<p>定 額 定 額</p>	<p>平成 15 年度から 8 年以内</p>
	<p>子馬生産奨励 農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。</p> <p>〔生産奨励〕 農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付する事業</p>	<p>〔生産奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体</p>	<p>〔生産奨励〕 生産奨励費 事務手数料</p>	<p>定 額 定 額</p>	<p>平成 15 年度から 8 年以内</p>
	<p>改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>〔改良促進奨励〕 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p>	<p>〔改良促進奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 連合会 公社等 馬事団体 特認団体</p>	<p>〔改良促進奨励〕 優良種雄馬改良促進奨励費 優良種雌馬改良促進奨励費 事務手数料</p>	<p>定 額 定 額 定 額</p>	<p>平成 19 年度から 4 年以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>〔保留奨励〕 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p>	<p>〔保留奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 連合会 公社等 馬事団体 特認団体</p>	<p>〔保留奨励〕 優良種雌馬保留奨励費 事務手数料</p>	<p>定 額 定 額</p>	
	<p>生産技術指導 ア.都道府県の馬産振興計画に基づき農用馬の生産振興のために生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付していること。 イ.別に定める要件を内容とする指導奨励金交付に係る規程を定めていること。</p>	<p>馬事団体</p>	<p>指導奨励費</p>	<p>定 額</p>	<p>平成 15 年度から 8 年間以内</p>
	<p>(5) その他 ア.農用馬生産振興推進、軽種馬の生産育成指導等馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。 イ.事業ごとの要件は別に定める。</p>	<p>別に定める事業主体</p>	<p>別に定める経費</p>	<p>予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。</p>	<p>類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
畜産経営技術指導事業	<p>(1) 地域畜産支援指導等体制強化 地方公共団体の財政支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>ア. 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業 イ. 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ. 地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業 エ. 地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業 オ. 地域一体型事業モデル等の創出を図る事業</p>	都道府県畜産協会等	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動費 事業実施体制強化推進費 地域畜産連携協調体制推進費 地域一体型事業推進費	定額	平成19年度から3年間以内
	都道府県畜産協会等が実施する地域畜産支援指導等体制強化事業アからオまでの事業に準ずる業務及び都道府県畜産協会等の支援指導を行う業務を実施していること。	中央畜産会	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動費 事業実施体制強化推進費 地域畜産連携協調体制推進費 地域一体型事業推進費	定額	平成19年度から3年間以内
	<p>(2) その他 ア. 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。</p>	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
畜産経営合理化事業 1. 酪農生産対策	ア. 酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
2. 肉用牛生産対策	ア. 肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
3. 中小家畜の生産対策	ア. 中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
4. 草地・飼料の有効利用推進	ア. 草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
5.家畜の飼養環境改善	ア.家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。 イ.事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
6.家畜衛生推進	ア.家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。 イ.事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
家畜畜産物等流通合理化事業	ア.家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。 イ.事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
その他畜産振興事業	ア.畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。 イ.事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

別紙様式

事業別選定申請書

馬の改良増殖推進事業
A (1) 登録推進
(2) 種雄馬の導入

平成 年度畜産振興補助事業選定申請書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1. 事業主体の内容

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (平成 年 月 日現在)

2. 補助事業名

3. 補助事業を必要とする理由

4. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

5. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

A - 1 [登録推進]

6 . 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

登録業務及び登録に関連する業務について具体的計画を記載すること。

7 . 補助事業の内容及び所要経費

(1) 技術料

単 価(円)	人・日	金 額(円)

(2) その他の経費

旅 費

名 称	員 数	単 価	金 額	備 考
		円	円	(主な出張先地名)
計				

事務費等

名 称	員 数	単 価	金 額	備 考
		円	円	(主な品目)
計				

8 . 補助金振込先予定銀行名

銀行 (銀行コード) 支店 (支店コード)
フリガナ
 普通・当座 口座 号 口座名義

9 . 添付書類 (別掲)

A - 2 [種雄馬の導入（農用馬）]

6 . 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

導入する馬の繁殖供用計画を記載すること。

7 . 補助事業の内容及び所要経費

(1) 購 入 費

品 種	年令	頭数	単価	金額	購入予定月日	購入予定地	備考
			円	円			
計							

(2) 輸送費、購買旅費等

名 称	員 数	単 価	金 額	備 考
		円	円	(主な出張先地名)
計				

8 . 補助金振込先予定銀行名

銀行（銀行コード ） 支店（支店コード ）
フリガナ
 普通・当座 口座 号 口座名義

9 . 添付書類 （別掲）

馬の改良増殖推進事業

- B (3) 農用種雌馬の改良増殖推進
 奨励金交付事業
 導入貸付事業
 (4) 農用馬の繁殖奨励
 優良種雄馬繁殖奨励
 子馬生産奨励
 改良促進奨励

平成 年度畜産振興補助事業選定申請書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
 (フリガナ)
 名称
 代表者氏名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1. 事業主体の内容

- (1) 設立年月日 年 月 日
 (2) 組合又は会の区域
 (3) 組合員又は会員数 (平成 年 月 日現在)

2. 補助事業名

3. 補助事業を必要とする理由

- (1) 管内における補助事業に関する家畜、畜産物の生産状況と今後の計画
 (全国の区域に亘って行う事業を除く。)

畜種	品種	用途区分	受益区分	年度			年度			年度			年度			備考	
				戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量		

(注) 年度欄には当該補助事業年度の2年前の実績から順次記載し、当該補助事業年度を含めて4ヵ年の計画を記載すること。

(2) 補助を必要とする理由

4. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

5. 事業実施場所

区分	事業実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設確保の状況	受益区域	受益組合員数
A					
B					
C					
D					

6. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

B - 1

馬の改良増殖推進事業
(3) 農用種雌馬の改良増殖推進
奨励金交付事業

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画
管内の飼養状況及び計画

市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				平成 年度の飼養計画				生産計画		
	戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	年 度	年 度	年 度
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭
過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数		現存頭数	異動の理由及び年月日						
	年度	頭		頭							
	年度	頭		頭							
	年度	頭		頭							

- (注) 1. 対象となる市町村ごとに雌畜の頭数を記載すること。
 2. 「平成 年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。
 3. 「生産計画」欄には、当該補助事業年度を含めて3カ年の計画を記載すること。
 4. 「過去における補助状況」欄には、過去3年間の補助実績を記載すること。
 5. 「異動の理由及び年月日」欄には、現存しない補助対象馬について、異動の理由及び年月日を1頭ごとに記載すること。

8. 補助事業の内容及び所要経費

繁殖奨励費	区分	頭数	奨励金単価	金額	備考
純粋種 繁殖奨励費	導入	頭	円	円	
	自家保留	頭	円	円	
小計(a)		頭	-	円	
農用種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円	
	自家保留	頭	円	円	
小計(b)		頭	-	円	
計	導入	頭	円	円	
	自家保留	頭	円	円	
計(a+b)		頭	-	円	
事務手数料(内訳)		員数	単価	金額	備考
会場借上料			円	円	
会議費			円	円	
資料作成費			円	円	
旅費			円	円	
アルバイト賃金			円	円	
消耗品費			円	円	
通信運搬費			円	円	
その他			円	円	
事務手数料小計(c)		-	-	円	
合計(a+b+c)		-	-	円	

(注) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。

9. 補助金振込先予定銀行名

銀行(銀行コード) 支店(支店コード)
フリガナ

普通・当座 口座 号 口座名義

10. 添付書類 (別掲)

馬の改良増殖推進事業
(3)農用種雌馬の改良増殖推進
導入貸付事業

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画
管内の飼養状況及び計画

市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				平成 年度の飼養計画				生産計画		
	戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	年 度	年 度	年 度
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭
過去における補助対象馬の状況	年度		補助対象馬頭数		現存頭数		異動の理由及び年月日				
	年度		頭		頭						
	年度		頭		頭						
	年度		頭		頭						

(注) 1. 対象となる市町村ごとに雌畜の頭数を記載すること。

2. 「平成 年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。

3. 「生産計画」欄には、当該補助事業年度を含めて3カ年の計画を記載すること。

4. 「過去における補助状況」欄には、過去3年間の補助実績を記載すること。

5. 「異動の理由及び年月日」欄には、現存しない補助対象馬について、異動の理由及び年月日を1頭ごとに記載すること。

8. 補助事業の内容及び所要経費

品種	頭数	購入費	市場 手数料	輸送費	輸送 保険料	計	備考
純粋種	頭	円	円	円	円	円	
小計(a)	頭	円	円	円	円	円	
純粋種 以外	頭	円	円	円	円	円	
小計(b)	頭	円	円	円	円	円	
計(a+b)	頭	円	円	円	円	円	
事務手数料(内訳)			員数	単価	金額	備考	
会場借上料					円	円	
会議費					円	円	
資料作成費					円	円	
旅費					円	円	
アルバイト賃金					円	円	
消耗品費					円	円	
通信運搬費					円	円	
その他					円	円	
事務手数料小計(c)			-	-	円		
合計(a+b+c)			-	-	円		

(注) 純粋種とはペルシュロン種、フルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。

9. 補助金振込先予定銀行名
銀行(銀行コード) 支店(支店コード)
普通・当座 口座 号 口座名義

10. 添付書類 (別掲)

B - 3 [馬の改良増殖推進事業
(4) 農用馬の繁殖奨励
優良種雄馬繁殖奨励〔種付奨励〕]

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

区分	種雄馬頭数				種付頭数			
	当該年		前年		当該年(見込み)		前年(実績)	
	純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外
管内全体	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
補助の対象	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(注)1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。

2. 種付頭数の「純粋種」欄は、〔純粋種 × 純粋種〕の場合の種付頭数を記載すること。

3. 種雄馬頭数及び種付頭数欄には、1月から12月までの頭数を記載すること。

8. 補助事業の内容及び所要経費

区分	種雄馬の品種	頭数	単価	金額	備考	
種付奨励費	純粋種	頭	円	円		
		頭	円	円		
		小計(a)	頭	-	円	
	純粋種以外	頭	円	円	円	
		頭	円	円	円	
		小計(b)	頭	-	円	
	計(a+b)		頭	-	円	
事務手数料(内訳)(対象馬頭数 頭)		員数	単価	金額	備考	
会場借上料			円	円		
会議費			円	円		
資料作成費			円	円		
旅費			円	円		
アルバイト賃金			円	円		
消耗品費			円	円		
通信運搬費			円	円		
その他			円	円		
事務手数料小計(c)		-	-	円		
合計(a+b+c)		-	-	円		

(注)1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。

2. 種雄馬の品種欄については、品種ごとに記載すること。

3. 事務手数料は、対象馬頭数により算出すること。

9. 補助金振込先予定銀行名

銀行(銀行コード) 支店(支店コード)

普通・当座 口座 号 口座名義

フリガナ

10. 添付書類 (別掲)

B - 4 { 馬の改良増殖推進事業
(4)農用馬の繁殖奨励
子馬生産奨励〔生産奨励〕 }

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

種雌馬頭数		生産頭数				備考
		前年(実績)		当該年(見込み)		
純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	

- (注) 1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。
 2. 生産頭数の「純粋種」欄は、〔純粋種 × 純粋種〕の場合の生産頭数を記載すること。
 3. 種雌馬頭数欄は、申請時管内において種付可能な頭数を記載すること。

8. 補助事業の内容及び所要経費

区分	子馬の品種	頭数	単価	金額	備考
生産奨励費	純粋種	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(a)	頭	-	円
	純粋種以外	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(b)	頭	-	円
計(a+b)		頭	-	円	
事務手数料(内訳)(対象馬頭数 頭)		員数	単価	金額	備考
会場借上料			円	円	
会議費			円	円	
資料作成費			円	円	
旅費			円	円	
アルバイト賃金			円	円	
消耗品費			円	円	
通信運搬費			円	円	
その他			円	円	
事務手数料小計(c)		-	-	円	
合計(a+b+c)		-	-	円	

- (注) 1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。
 2. 子馬の品種欄については、品種ごとに記載すること。
 3. 事務手数料は、対象馬頭数により算出すること。

9. 補助金振込先予定銀行名

銀行(銀行コード) 支店(支店コード)
フリガナ
 普通・当座 口座 号 口座名義

10. 添付書類 (別掲)

B - 5 - 2

馬の改良増殖推進事業
(4) 農用馬の繁殖奨励
改良促進奨励 優良種雌馬改良促進奨励〔改良促進奨励〕

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

種雌馬頭数		生産頭数				備考
		前年（実績）		当該年（見込み）		
純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	純粋種	純粋種以外	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注)1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。

2. 生産頭数の「純粋種」欄は、〔純粋種 × 純粋種〕の場合の生産頭数を記載すること。

3. 種雌馬頭数欄は、申請時管内において種付可能な頭数を記載すること。

8. 補助事業の内容及び所要経費

区分	種雌馬の品種	頭数	単価	金額	備考
優良種雌馬改良促進奨励費	純粋種	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(a)	頭	-	円
	純粋種以外	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(b)	頭	-	円
計(a+b)		頭	-	円	
事務手数料(内訳)〔合格馬頭数 頭〕		員数	単価	金額	備考
会場借上料			円	円	
会議費			円	円	
資料作成費			円	円	
旅費			円	円	
アルバイト賃金			円	円	
消耗品費			円	円	
通信運搬費			円	円	
その他			円	円	
事務手数料小計(c)		-	-	円	
合計(a+b+c)		-	-	円	

(注)1. 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。

2. 種雌馬の品種欄については、品種ごとに記載すること。

3. 事務手数料は、種雌馬頭数により算出すること。

9. 補助金振込先予定銀行名

銀行（銀行コード ） 支店（支店コード ）

普通・当座 口座 号 口座名義

フリガナ

10. 添付書類（別掲）

B - 6

馬の改良増殖推進事業
 (4)農用馬の繁殖奨励
 改良促進奨励 優良種雌馬保留奨励 〔保留奨励〕

7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

奨励金対象馬					産駒の 競走馬名	飼養者の氏名 〔飼養者の住所〕	奨励金額 (円)	備考
品種	名号	競走馬名	競走登録 番号	競走馬名				

8. 補助事業の内容及び所要経費

区分	頭数	単価	金額	備考
優良種雌馬保留奨励費 (a)	頭	円	円	
事務手数料 (内訳)	員数	単価	金額	備考
会場借上料		円	円	
会議費		円	円	
資料作成費		円	円	
旅費		円	円	
アルバイト賃金		円	円	
消耗品費		円	円	
通信運搬費		円	円	
その他		円	円	
事務手数料小計 (b)	-	-	円	
合計 (a+b)	-	-	円	

9. 補助金振込先予定銀行名

銀行 (銀行コード) 支店 (支店コード)
フリガナ
 普通・当座 口座 号 口座名義

10. 添付書類 (別掲)

補助・委託事業の実施体制の強化

区分	平成 年度				平成 年度				平成 年度				平成 年度			
	件数	金額 (千円・%)		件数	金額 (千円・%)		件数	金額 (千円・%)		件数	金額 (千円・%)		件数	金額 (千円・%)		
		割合	増減率		割合	増減率		割合	増減率		割合	増減率				
県単事業				-												
地全協事業				-												
その他事業 (中央団体等)				-												
自主財源事業																
計				-												

地域団体と連携協調体制の基盤強化

--

地域一体型事業モデル等の創出

--

(2) 補助を必要とする理由

5. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

6. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

事業区分	具体的な事業の内容 (回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)
ア	畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業
イ	地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業
ウ	地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業
エ	地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業
オ	地域一体型事業モデル等の創出を図る事業

7. 補助事業の内容及び所要経費

事業区分	数量	単価	事業費	内 訳

(注 1) 実施を計画しているアからオまでの各事業毎の全体の所要経費について、業務費と技術料をあらかじめ区分のうえ、その明細を記入すること。

(注 2) 単価については、「平成 年度 畜産振興補助事業標準単価表」に記載された金額を適用し、単価表に記載のない単価については、実勢価格を適用すること。

8. 補助金振込先予定銀行名

銀行(銀行コード) 支店(支店コード)

普通・当座 口座 号 口座名義 フリガナ

9. 添付書類 (別掲)

別掲(添付書類)

(1) 全事業に共通して必要なもの

- ア. 農業生産法人にあっては、農地法第2条第7項に定める資格を具備していることを明らかにするための農業委員会に提出した書類の写し及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- イ. 農事組合法人等及び営農集団にあっては、構成員ごとの所有農地、申請事業に関連する家畜の飼養頭数を明らかにした書類並びに当該補助事業年度の前々年度の決算報告書、前年度の収支予算書、役員名簿、定款(農業生産法人にあっては、議決権を明示したもの)又は規約及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- ウ. 公社等にあっては、出資者別出資金を明記した書類及び定款(寄付行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、当該補助事業年度の財政基盤計画書及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- エ. 中央畜産会、馬事団体及び特認団体にあっては、定款(規約及び寄付行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- オ. 都道府県畜産協会等あっては、定款(規約及び寄付行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業年度の財政基盤強化計画書及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- カ. 都道府県の区域内を事業地区とする団体にあっては、事業主体の所在地、事業実施場所、事業の範囲、受益区域を明らかにした地図及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図
- キ. 補助事業を行おうとする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類
- ク. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象としない事業にあっては、当該補助事業に係る担当者名簿
- ケ. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書(個人別従事計画)

(2) 事業ごとに必要なもの

ア. 施設設置に必要なもの 〔共通して必要なもの〕

- a. 他の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の見解を得たことが明らかとなる書類の写し
- b. 建物、構築物、機械器具及び設備の配置図
- c. 建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書
- d. 機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図
- e. 土地確保を証する書類
- f. 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあっては、(a) 事業実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b) ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c) 浄化処理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d) 乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類
- g. 汚水浄化施設を設置する事業にあっては、(a) 事業実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b) 余剰汚泥等を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c) 汚水浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d) 乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類

イ．施設設置以外に必要なもの

(ア) 馬の改良増殖推進事業

〔(1)登録推進に必要なもの〕

- a．給与規程、就業規則及び旅費規程
- b．備品（単価 10,000 円以上のもの）の見積書及びカタログ

〔(2)種雄馬の導入に必要なもの〕

種雄馬管理規程

〔(3)農用種雌馬の改良増殖推進 奨励金交付事業に必要なもの〕

- a．都道府県の馬産振興計画
- b．飼養者が作成した当該年度から 3 ヶ年間の農用種雌馬飼養計画書
- c．飼養者が作成した農用種雌馬飼養台帳
- d．繁殖奨励金交付予定一覧表（飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、導入予定年月日及び奨励金額を記載したもの）

〔(3)農用種雌馬の改良増殖推進 導入貸付事業に必要なもの〕

- a．都道府県馬産振興計画書
- b．貸付規程（貸付目的、借受者の資格、貸付期間、繁殖成績の報告義務）
- c．貸付計画一覧表（貸付予定飼養者の住所・氏名、貸付馬予定頭数が明らかなもの）
- d．飼養者が作成した当該年度から 3 ヶ年間の農用種雌馬飼養計画書
- e．飼養者が作成した農用種雌馬飼養台帳

〔(4)農用馬の繁殖奨励 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕

〔種付奨励〕

- a．種付奨励金交付規程（奨励金を交付する場合）
- b．種雄馬種付状況一覧表（対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付見込頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの）
- c．種畜証明書の写し

〔(4)農用馬の繁殖奨励 子馬生産奨励に必要なもの〕

〔生産奨励〕

生産奨励金交付規程

〔(4)農用馬の繁殖奨励 改良促進奨励に必要なもの〕

〔改良促進奨励〕

- a．優良種雄馬改良促進奨励金交付規程
- b．優良種雌馬改良促進奨励金交付規程

〔保留奨励〕

- a．優良種雌馬保留奨励金交付規程
- b．(社)日本馬事協会が発行する種雌馬の種馬登録証明書の写し

〔(4)農用馬の繁殖奨励 生産技術指導に必要なもの〕

- a．指導奨励金の交付に係る規程
- b．指導奨励金の交付を受ける者（以下「指導団体」という。）ごとに実施予定地区が明らかとなる一覧表

(イ) 畜産経営技術指導事業

〔(1)地域畜産支援指導等体制強化に必要なもの〕

- a．給与規程、就業規則及び旅費規程
- b．備品（単価 10,000 円以上のもの）の見積書及びカタログ

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(2)の規定により申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

3. 変更する理由

4. 変更する内容

(1) 指定したものの数量の2割を超えるもの

区分	名称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

(2) 事業実施の場所

区分	実施場所	市街化区域内外の別	土地確保の状況
変更前			
変更後			

(3) 指定したものの主要構造の変更

区分	名称	構造
変更前		
変更後		

(注) 内容は(1)～(3)に該当するもののみを記載すること。

5. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6. 補助事業の内容及び所要経費

7. 添付書類

補助事業選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面

様式第3号

平成 年度畜産振興補助事業延期承認申請書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地

(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(3)の規定により申請します。

記

1. 補助事業名
2. 延期する理由
3. 延期後の完了年月日 平成 年 月 日

4. 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

区分	名称	金額	延期期間					当初完了月日迄の見込み事業量 (%)
			9.30	12.31	3.31	6.30	9.30	

5. 添付書類

(ア) 施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類

(イ) 今後の遂行計画書(工程表)

様式第4号

平成 年度畜産振興補助事業中止（廃止）報告書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止（廃止）のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第7の(5)の規定により報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	千円	円	円	円	円	円		
計									

3. 中止（廃止）の理由

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在

地

(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(6)の規定により申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3. 廃用処分する理由

4. 廃用処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5. 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6. 添付書類

- (1) 廃用処分にかかる事業主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 家畜を廃用する場合にあっては、獣医師の診断書の写し

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12の1の規定により報告します。
なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	(円)	(円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

(注) 上段の()には当該補助事業年度における交付の決定額を、下段には実績額をそれぞれ記入すること。

3. 事業実施場所

区分	事業実施場所	備考

4. 補助事業を完了した期日 平成 年 月 日

5. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。

6. 補助事業の内容及び所要経費

(注) 選定申請書の様式を参考にし、備考欄に単価、員数、適用項目等を具体的且つ詳細に記載すること。

7. 補助金振込先予定銀行名

銀行(銀行コード) 支店(支店コード)

普通・当座 口座 号 口座名義

フリガナ

8. 添付書類

(1) 全事業に共通して必要なもの

- ア. 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの
- イ. 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類
- ウ. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象としない事業にあっては、当該補助事業に係る担当者名簿
- エ. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書（個人別従事実績）

(2) 事業ごとに必要なもの

ア. 施設設置に必要なもの

- (ア) 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図
- (イ) 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図
- (ウ) 領収書（未払分については請求書）の写し
- (エ) 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真

イ. 施設設置以外に必要なもの

(ア) 馬の改良増殖推進事業

〔(1) 登録推進に必要なもの〕

- a. 補助事業により取得した備品（単価 10,000 円以上のもの）の領収書（未払分については請求書）の写し及びカラー写真

- b. 補助事業により作成した印刷物

〔(2) 種雄馬の導入に必要なもの〕

- a. 1 頭ごとのカラー写真

- b. 1 頭ごとの金額が明らかとなる領収書（未払分については請求書）の写し

- c. 精液検査証明書の写し

- d. (社)日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し（地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること）

〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 奨励金交付事業に必要なもの〕

- a. 繁殖奨励金交付一覧表（飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日、番号、導入年月日（導入の場合に記入）及び奨励金額を記載したもの）〔別添様式〕

- b. 飼養者が作成した農用種雌馬飼養台帳〔別添様式〕

- c. (社)日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し（地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること）

〔(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 導入貸付事業に必要なもの〕

- a. 導入貸付馬一覧表（飼養者の住所、氏名及び対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日、貸付開始年月日、導入価格等を記載したもの）〔別添様式〕

- b. 飼養者が作成した農用種雌馬飼養台帳〔別添様式〕

- c. (社)日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し（地方競馬全国協会の馬登録を受けた馬にあっては、その登録が抹消されていること）

〔(4) 農用馬の繁殖奨励 優良種雄馬繁殖奨励に必要なもの〕

〔種付奨励〕

- a. 種雄馬種付状況一覧表（対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの）

- b. 種付台帳の写し

〔(4) 農用馬の繁殖奨励 子馬生産奨励に必要なもの〕

〔生産奨励〕

- a. 飼養者別生産状況一覧表（飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生

年月日、血統登録年月日・番号及び奨励金額を記載したもの)

b.(社)日本馬事協会が発行する種馬登録証明書の写し

〔(4)農用馬の繁殖奨励 改良促進奨励に必要なもの〕

〔改良促進奨励〕

奨励金交付一覧表(対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、飼養者の氏名・住所及び奨励金額を記載したもの)

〔保留奨励〕

a. 奨励金交付一覧表(対象馬の品種、名号、競走馬名、競走登録番号、産駒の競走馬名、出走日、競走名称、着順、飼養者の氏名・住所及び奨励金額を記載したもの)

b.(社)日本馬事協会が発行する産駒の種馬登録証明書の写し

〔(4)農用馬の繁殖奨励 生産技術指導に必要なもの〕

指導団体ごとに実施地区ごとの所要経費が明らかとなる一覧表

(イ) 畜産経営技術指導事業

〔(1) 地域畜産支援指導等体制強化に必要なもの〕

a. 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真

b. 補助事業により作成した印刷物

様式第7号

平成 年度畜産振興補助事業個別評価結果等報告書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年度に実施した畜産振興補助事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等の評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第12の2の規定により報告します。

記

1. 補助事業名
2. 事業主体等(間接事業主体を含む)
3. 事業の実施期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日
4. 事業の概要(事業の計画、事業目標、意義等を記載)
5. 事業の評価(必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)
6. 事業の支障となっている事項及び改善事項
7. 都道府県又は中央団体による意見
8. 特記事項
9. 添付書類(報告上必要となる書類は、添付すること)

様式第8号

平成 年度畜産振興補助事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地

(フリガナ)

名 称

代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって交付の決定の通知(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12の3の規定により報告します。

なお、併せて 円を返還します。

記

1. 補助事業名

2. 畜産振興事業補助実施要綱第13の補助金の額の確定額

(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による額の確定通知額)

円

3. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額(A)

円

4. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額(B)

円

5. 補助金返還相当額((B) - (A))

円

(注)4の金額の積算の内訳等が明らかとなる書類を添付すること。

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地

(フリガナ)
 名 称
 代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第18の2の規定により申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付 その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3. 財産処分する理由

4. 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5. 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6. 添付書類

- (1) 財産処分にかかる事業主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類

平成 年度畜産振興補助事業滅失報告書

平成 年 月 日

地方競馬全国協会理事長 殿

所在地
(フリガナ)
名称
代表者氏名

平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実施要綱第 19 の 2 の規定により報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付 その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	千円	円	円	円	円	円		
計										

3. 滅失した財産

4. 滅失した理由

5. 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6. 添付書類

- (1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し